



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1001	公文書開示の実施状況の公表	(総務課).....	1
1002	個人情報保護条例の運用状況の公表	(").....	2
1003	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	3
1004	生活保護法による指定介護機関の廃止	(").....	3
1005	生活保護法による指定医療機関の休止	(").....	3
1006	生活保護法による医療機関の指定	(").....	4
1007	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	4
1008	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	4
1009	"	(").....	5
1010	"	(").....	5
1011	"	(").....	5
1012	"	(").....	6
1013	"	(").....	6
1014	"	(").....	7
1015	"	(").....	7
1016	"	(").....	7
1017	"	(").....	8
1018	"	(").....	8
1019	"	(").....	9
1020	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	9
1021	"	(").....	9
1022	"	(").....	10
1023	"	(").....	10
1024	保安林の指定施業要件の変更	(").....	10
1025	道路の区域変更	(道路保全課).....	11

○ 海区漁業調整委員会指示

4	ひき縄釣による水産動物の採捕	11
---	----------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第1001号

和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第37条第2項の規定に基づき、令和4年度における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 公文書の開示の請求件数並びに公文書の全部開示、部分開示及び非開示の決定件数等

開示請求の件数	決 定 件 数 等					取下げ
	開 示		非 開 示			
	全部	部分	非開示情報	不存在	存否応答 拒 否	
6,126	3,138	2,265	115	442	25	141

2 公文書の開示の申出件数及びその処理状況

開示申出の件数	処 理 状 況					取下げ
	開 示		非 開 示			
	全部	部分	非開示情報	不存在	存否応答 拒 否	
72	8	51	2	7	0	4

3 審査請求の件数及びその処理状況

審査請求の件数	処 理 状 況					
	全部認容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審査中
0 (6)	0	0	0 (5)	0	0	0(1)

() の数字は、令和3年度の審査請求であって、令和4年度まで審査が及んだもの

和歌山県告示第1002号

和歌山県個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年和歌山県条例第38号）附則第4項及び第5項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例附則第2項の規定による廃止前の和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第60条第2項の規定に基づき、令和4年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 個人情報ファイル簿の件数

273件

2 保有個人情報の請求及び決定件数等

(1) 開示

開示請求の件数	決 定 件 数 等					取下げ
	開 示		非 開 示			
	全部	部分	非開示情報	不存在	存否応答 拒 否	
340	105	221	3	6	1	4

(2) 訂正及び利用停止

訂正請求の 件 数	決定件数			利用停止 請求の件数	決定件数		
	訂 正		非訂正		利 用 停 止		非利用 停 止
	全部	部分			全部	部分	
0	0	0	0	0	0	0	

3 簡易開示の件数

2,702件

4 審査請求の件数及びその処理状況

審査請求の件数	処 理 状 況					
	全部認容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審査中
0 (1)	0	0	0	0	0	0 (1)

() の数字は、令和3年度の審査請求であって、令和4年度まで審査が及んだもの

5 実施機関非識別加工情報の提案の件数及び処理状況

募集期間（令和4年7月1日～同年8月1日）

提案の件数	処 理 状 況				
	適 合			不 適 合	取下げ
	提供済	手続中	契約申込 なし		
0	0	0	0	0	0

和歌山県告示第1003号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
岩葉新 12-26	岩出メディカルタウン調 剤薬局	岩出市吉田411-1	令和 5.3.31

和歌山県告示第1004号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
株式会社ネクストビ ジョン	日高郡美浜町和田14 51-3	デイサービスケアビ レッジ御坊	御坊市湯川町財部37 7-6	通所介護・介護予 防通所介護	令和 5.6.15

和歌山県告示第1005号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
西訪新 2-26	すさみ町訪問看護ステー ション	西牟婁郡すさみ町周参見2382	令和 5. 7. 31

和歌山県告示第1006号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩葉新 26-05	岩出メディカルタウン調 剤薬局	岩出市吉田411-1	令和 5. 4. 1

和歌山県告示第1007号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年 月 日
3012300 038	ニチイケアセン ター紀南	新宮市佐野952-1 ぶるべりーマンシ ョン1F	同行援護	株式会社ニチイ 学館	東京都千代田区神 田駿河台四丁目6番 地	令和 5. 7. 15

和歌山県告示第1008号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1009号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1010号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1011号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1012号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1013号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡印南町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1014号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡印南町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1015号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1016号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33

条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1017号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡上富田町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1018号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1019号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1020号

令和5年和歌山県告示第869号(以下「告示第869号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

森本弘一郎

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第869号のとおり

和歌山県告示第1021号

令和5年和歌山県告示第870号(以下「告示第870号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方
森本林之助
伊勢静夫
久保建治
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第870号のとおり

和歌山県告示第1022号

令和5年和歌山県告示第884号(以下「告示第884号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方
温井さとゑ
井谷信夫
上田正治
北林きよゑ
北林常松
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第884号のとおり

和歌山県告示第1023号

令和5年和歌山県告示第911号(以下「告示第911号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を白浜町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方
中村吉晴
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第911号のとおり

和歌山県告示第1024号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡串本町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1025号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年9月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 江川小松原線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
御坊市藤田町藤井字星田1867番10地先から同市藤田町藤井字星田1870番1地先まで	旧	7.80 } 8.05	18.70	
同上	新	7.80 } 40.95	18.70	

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、和歌山海区におけるひき縄釣による水産動物の採捕について、次のとおり指示する。

令和5年9月5日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松 村 徳 夫

1 定義

この指示において「ひき縄釣」とは、釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う釣漁法をいう。

2 採捕の承認

ひき縄釣により水産動物の採捕をしようとする者（以下「採捕者」という。）又はトローリング大会等を開催して水産動物を採捕させようとする者（以下「主催者」という。）は、和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 漁業者が漁業を営むために採捕する場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して採捕する場合

(2) 試験研究のために採捕する場合

(3) 和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号）第47条第1項に規定する許可に基づき、採捕

従事者が採捕する場合

3 承認の基準

委員会は、原則として次に掲げる条件を全て満たす場合に採捕を承認することとする。

- (1) 和歌山県に所在する漁港等の根拠地から出発し、その日の日没までに採捕を終えて同根拠地に帰港する採捕計画であること。
- (2) 根拠地及び採捕区域における海面の利用について、利害関係がある漁業協同組合の同意を得ていること。
- (3) 同一の採捕者による採捕期間が、連続5日以内であること。
- (4) 採捕しようとする水産動物の種類が、当該資源の保護培養上及び当該資源を利用する漁業との調整上において支障がなく、適当であること。

4 承認の条件

(1) 法令等を遵守させる義務

採捕者は、漁業法及び和歌山県漁業調整規則等の水産関係法令を遵守しなければならない。主催者は、関係する採捕者に対して当該遵守義務を指導しなければならない。

(2) 標旗の掲揚

採捕に使用する船舶に、委員会が指定する標旗を掲げなければならない。

(3) 採捕実績の報告

承認を受けた採捕者又は主催者は、採捕終了後、採捕実績を委員会に報告しなければならない。

(4) 漁業者の操業妨害禁止

採捕者は、漁業者の操業を妨げてはならない。主催者は、関係する採捕者に対して漁業者の操業を妨げないよう指導しなければならない。

(5) 承認の取消し

委員会は、水産資源の保護培養上又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

(6) その他の条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に条件を付することがある。

5 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、ひき縄釣採捕承認事務取扱要領に定める。

6 指示の有効期間

令和5年10月1日から令和7年9月30日まで